

臨時福祉給付金（経済対策分）申請のご案内

（健康福祉課）

平成26年4月に実施した消費税率引き上げによる影響を緩和するため、所得の少ない方に対し、制度的な対応を行うまでの間の暫定的、臨時的な措置として給付金を支給します。

対象となると思われる方へ、4月中旬に申請書等を送付しております。同封した留意事項等をよくご確認ください。申請期間内に申請してください。

○支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金（簡素な給付金）の支給対象者
※生活保護等の受給者、市町村民税の課税者に扶養されている方は除く。

○支給金額

支給対象者1名につき
15,000円

○提出書類

①臨時福祉給付金（経済対策分）申請書（請求書）

②申請・受給者の方の本人確認書類（代理申請・受給を行う場合は、代理人の本人確認書類も必要となります）

③受取口座の通帳またはキャッシュカードの写し

※③については、内容により添付が不要となる場合があります。

○申請期間

4月20日（木）～7月20日（木）

※申請期限までに申請が行われなかった場合、給付金を支給できませんのでご注意ください。

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G
☎(84)0006（直通）

農地を転用（用途の変更）する前に、農業委員会へ相談を

（産業課）

既存の農地に施しを加え、駐車場や資材置場等へと用途を変更する前に、必ず農業委員会へ相談をしてください。

農地は国内における作物の生産基盤として法律で保護されており、転用をする場合は、その規模に関係なく茨城県の許可を要します（原宿台行政区等の市街化区域内農地における転用は届出制となります）。

転用に関する相談は、計画の予定が立ち次第、お早めにお願ひします。

（初期の）相談例

・この農地に住宅建築が可能か
・この農地の一部に駐車場、資材置場の設置が可能か

※農地の所在や転用理由によっては、予め許可が見込まれない場合もあるため、早期相談をお勧めします。

許可を得ずに無断で転用をしますと、農地法の違反地として確認され、改善されない間、土地所有者及び利用者は農地法の許可を受けることができず、指導の対象となります。また、他法令の許可にも支障をきたす事が想定されますので、必ず転用の許可を受けてから工事に着手してください。

○お問い合わせ

産業課 農業委員会
☎(84)2582（直通）

経営所得安定対策交付金交付申請受付会及び相談会を開催します

（産業課）

経営所得安定対策交付金の交付申請を希望する方に対し、受付及び相談会を次のとおり開催します。交付金の受取を希望される方は必ずご参加ください。

○交付金の交付対象となる方

・米の生産数量目標（水稲作付率59%以内）に従って作付する農家の方

・販売目的で転作作物を作付する農家の方

○日時

5月14日（日）～16日（火）

午前9時～午後5時

○場所

茨城むつみ農協
五霞支店2階会議室

○お問い合わせ

産業課 地域振興G
☎(84)2582（直通）

道路に農地の泥を落とさないように注意しましょう

（産業課）

トラクターや田植え機等の農業機械を使用した後に、農地から公道に出る際には、必ず泥を落としてから走行するようにお願いします。

車道や歩道に落ちた泥のかたまりは、自動車だけでなく歩行者や自転車、車いすなどの通行の妨げになり大変危険で、砂ほこりの原因にもなります。環境美化と交通安全のため、道路に泥を落とさないようにしましょう。なお、道路を汚してしまつた場合は、速やかに泥の撤去・清掃をお願いします。

○お問い合わせ

産業課 地域振興G
☎(84)2582（直通）



相談

消費生活相談窓口

（産業課）

専門の相談員が、町民のみなさんの消費生活に関する問題やトラブルなどの相談に応じ、解決に向けたお手伝いをします。専門の相談員への相談は無料で、秘密は厳守します。

お気軽にご活用ください。

○日時

5月10日（水）
午前9時～午後4時30分
※正午～午後1時を除く。

○場所 ひばりの里 相談室

○お問い合わせ

産業課 地域振興G
☎(84)2582（直通）

生活相談

（総務課）

隣保事業（生活相談員）による生活相談（人権・福祉・教育・就業等）を実施しています。個人の秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

○相談場所

◆ふれあいセンター
◆堀之内集会所

※各相談所の相談日時等については、ふれあいセンターまでお問い合わせください。

○お問い合わせ

ふれあいセンター
☎(84)3595（直通）